

鳥取県任期付職員【県立病院・資格免許職】 募集案内（育児休業職員の代替職員）

鳥取県病院局

電話 0857-26-7886 FAX 0857-26-8135

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220 県庁議会棟3階

インターネット <https://www.pref.tottori.lg.jp/byouinkyoku/>



育児休業を取得する職員の代替職員として勤務する職員（育児休業任期付職員）を募集します。

- 申込者は、資格・免許等を確認後、「育児休業任期付職員登録簿」に登録されます。育児休業を取得する職員があった場合に登録者の中から登録者の希望する勤務地を考慮した上で面接試験を実施し、面接試験の成績上位者から順に採用されます。
- 登録期間は、登録日から3年間です。
- 職員の育児休業期間にあわせて採用しますが、職員の育児休業の取得状況によっては、育児休業任期付職員登録簿に登録されても採用されない場合があります。
- 任期は概ね6か月以上3年以内で、職員の育児休業期間に応じて採用時に決定されます。
- 育児休業任期付職員は、任用期間が定められていること以外、勤務条件（給与、勤務時間、休暇、服務、災害補償等）については、正規の職員（任期の定めのない職員）と同様の扱いとなります。

募集職種	看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士、視能訓練士、医療ソーシャルワーカー、診療情報管理士、管理栄養士、歯科衛生士、臨床心理士
受付期間	随時受付（通年募集） ◎土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除きます。 ◎受付時間は8時30分から17時15分までです。

1 育児休業任期付職員について

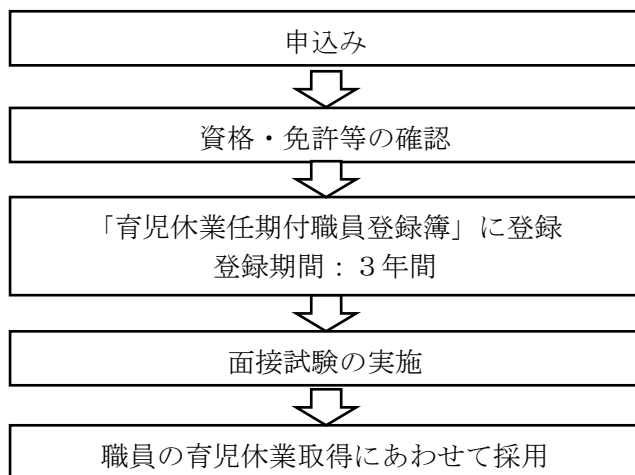
育児休業任期付職員とは、育児休業を取得する職員の代替職員として勤務していただく職員です。

各職種に応じた資格・免許を有していれば、随時、「育児休業任期付職員登録簿」に登録されます。

「育児休業任期付職員登録簿」に登録された後、育児休業を取得する職員があった場合に、希望勤務地等を考慮した上で、面接試験を実施し、合格者を育児休業任期付職員として正式に採用します。

なお、登録されても、育児休業を取得する職員の状況により、採用されない場合もありますので、あらかじめ御承知ください。

<<参考>>採用までの流れ



面接試験は、育児休業を取得する職員があった場合に随時実施します。

※採用された方の任用期間は、育児休業を取得した職員の育児休業期間（6か月～3年程度）となります。

なお、職員が育児休業期間を延長した場合は、育児休業任期付職員の任用期間も延長することがあります。

また、育児休業を取得する職員が、育児休業を取得する前の産前・産後休暇を取得する期間に、臨時的任用職員として採用することがあります。

2 募集職種ごとの配属先

職種	配属先
看護師	県立中央病院、県立厚生病院
薬剤師	
臨床検査技師	
診療放射線技師	
理学療法士	
作業療法士	
言語聴覚士	
臨床工学技士	
視能訓練士	
医療ソーシャルワーカー	
診療情報管理士	
管理栄養士	
臨床心理士	
歯科衛生士	県立中央病院のみ

3 登録に必要な資格

(1) 年齢要件はありません。必要な資格・免許等の要件は、次のとおりです。

職 種	免 許 資 格
看護師	保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 7 条に規定する看護師免許を有する者
薬剤師	薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）第 2 条に規定する薬剤師免許を有する者
臨床検査技師	臨床検査技師等に関する法律（昭和 33 年法律第 76 号）第 3 条に規定する臨床検査技師免許を有する者
診療放射線技師	診療放射線技師法（昭和 26 年法律第 226 号）第 3 条に規定する診療放射線技師免許を有する者
理学療法士	理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号）第 3 条に規定する理学療法士免許を有する者
作業療法士	理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号）第 3 条に規定する作業療法士免許を有する者
言語聴覚士	言語聴覚士法（平成 9 年法律第 132 号）第 3 条に規定する言語聴覚士免許を有する者
臨床工学技士	臨床工学技士法（昭和 62 法律第 60 号）第 3 条に規定する臨床工学技士免許を有する者
視能訓練士	視能訓練士法（昭和 46 年法律第 64 号）第 3 条に規定する視能訓練士免許を有する者
医療ソーシャルワーカー	次のいずれかに該当する者 ア 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）に基づく社会福祉士の資格を有する者 イ 医療法に規定する病院もしくは診療所における医療ソーシャルワーカー業務の実務経験が 3 年以上の者
診療情報管理士	四病院団体（（一社）日本病院会、（公社）全日本病院協会、（一社）日本医療法人協会、（公社）日本精神科病院協会）及び（公財）医療研修推進財団の定める診療情報管理士認定証の交付を受けている者
管理栄養士	栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）第 2 条第 3 項に規定する管理栄養士免許を有する者
歯科衛生士	歯科衛生士法（昭和 23 年法律第 204 号）第 3 条に規定する歯科衛生士免許を有する者
臨床心理士	次のいずれかに該当する者 ア 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が資格認定した臨床心理士資格認定証書の交付を受けている者 イ 公認心理師法（平成 27 年法律第 68 号）に基づく公認心理師の資格を有する者

- (2) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人に限り受験できます。
- (3) 地方公務員法第 16 条等に該当する人（次のいずれかに該当する人）は受験できません。
- ・ 禁錮（令和 7 年 6 月 1 日以降は、拘禁刑）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・ 鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない人
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - ・ 地方公務員法附則（平成 11 年 12 月 8 日法律第 151 号）による経過措置としての準禁治産者

4 申込み手続き

[郵便の場合]

必要事項を記入した**申込書**と、**登録要件となる資格・免許等の写し**を同封して、申し込んでください。
また、**封筒の表に赤字で「育児休業任期待職員登録申込書在中」と記載**してください。
郵便の場合、簡易書留によるのが確実です。

【申込先】鳥取県病院局総務課

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁議会棟 3 階

電話 0857-26-7885

[持参の場合]

必要事項を記入した**申込書**と、**登録要件となる資格・免許等の写し**を提出してください。

5 登録後採用されるまで

資格・免許等を確認後、「育児休業任期待職員登録簿」に登録し、申込者に通知します。その後、該当職種の職員が育児休業を取得し、代替職員が必要となった場合に面接試験を実施した上で、採用者を決定します。

なお、職員の育児休業の取得状況によっては、「育児休業任期待職員登録簿」に登録されても採用されない場合があります。

「育児休業任期待職員登録簿」の有効期間は、**登録日から3年間**です。この期間内であれば、一度、育児休業任期待職員として採用された方でも、「育児休業任期待職員登録簿」に引き続き登録されていますので、面接試験に合格すれば、育児休業任期待職員として再度採用されることがあります。

6 面接試験の実施等

(1) 面接試験の実施

面接試験の案内は、「育児休業任期待職員登録簿」に登録されている方に別途連絡します。

(2) 試験内容

試験種目	配 点	内 容
面接試験	3 0 0 点	個別面接による人物、専門的知識についての口述試験

(3) 合格者の決定方法

合格者は、得点の高い順に決定します。ただし、面接試験には一定の基準があり、この基準に満たない場合には不合格となります。

(4) 合格者の発表

受験者全員に合否を通知します。

7 任用期間等

(1) 任用期間

任用期間は、概ね6か月以上3年未満で職員の育児休業期間に応じて採用時に決定します。

なお、職員の育児休業期間の延長があった場合は、任用期間を更新する場合があります。

(2) 臨時的任用職員としての採用

育児休業任期待職員として採用する前に、当該職員の産前・産後休暇期間中に臨時的任用職員として採用する場合があります。

8 勤務条件

育児休業任期付職員は、任用期間が定められていること以外、勤務条件（給与、勤務時間、休暇、服務、災害補償等）については、正規の職員（任用期間の定めのない職員）と同様の扱いとなります。

なお、看護師の夜勤の有無については、相談の上決定します。

採用時の給料月額は、令和7年4月1日時点で次のとおりで、一定の職歴等がある人は、その経歴に応じて所定の金額が加算されます。

区分	看護師	薬剤師	臨床検査技師	診療放射線技師	理学療法士
給料月額	249,800 円以上	247,200 円以上	225,200 円以上	225,200 円以上	225,200 円以上

区分	作業療法士	言語聴覚士	臨床工学技士	視能訓練士	医療ソーシャルワーカー
給料月額	225,200 円以上	225,200 円以上	225,200 円以上	225,200 円以上	210,900 円以上

区分	診療情報管理士	管理栄養士	歯科衛生士	臨床心理士
給料月額	210,900 円以上	232,800 円以上	216,600 円以上	232,800 円以上

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当などの諸手当がそれぞれの条件に応じて支給されます。なお、上記の給料月額は一般的な採用の場合であり、給与改定があった場合はそれによります。

9 個人情報の取扱い

募集に関して収集した個人情報については、採用手続きに関すること以外には利用しません。

10 試験結果の開示

- 鳥取県個人情報保護条例第14条第1項の規定により、受験者本人が受験票、運転免許証、学生証等の写真により本人が確認できるものを持参し、直接病院局総務課へおいでいただいた場合、即時開示を請求することができます。電話やハガキ等による開示はできません。即時開示については次の表のとおりです。

開示請求ができる者	開 示 の 内 容	開示期間	開 示 場 所
<u>受験者本人</u>	採用試験の得点及び順位	合格発表日から1月間	鳥取県病院局総務課 (県庁議会棟3階)

11 その他

育児休業任期付職員は、原則として任用期間中の人事異動は行われませんが、職員の育児休業取得期間が短縮された場合等は人事異動を行う場合があります。

また、育児休業任期付職員への採用は、正規の職員（任期の定めのない職員）の採用とは無関係であり、職員採用の際に優先されるものではありません。